

G7 データ保護・プライバシー機関 2026 行動計画

我々G7のデータ保護・プライバシー機関（DPA）は、2025年の行動計画に基づき、2025年を通じて「デジタル時代におけるプライバシーの提言：信頼される明日のための今日における共同行動」というテーマの下で協力し、「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及び子どもの保護」と題する声明を共同で採択した。2026年を通して、本声明に提示された原則を引き続き推進していく。

我々は、優先事項の更なる推進を目的として、2026年の行動計画を支持するものである。その際、我々は以下にコミットする：

1. G7 DPA間において、相互に重要な対話を継続するとともに、専門家及びパートナーネットワークとの連携を図り、すべての人々にとって信頼されるデジタル環境の醸成に努める。
2. 我々が今日採択する共同行動が将来の世代にとってより安全なデジタル環境の形成に貢献することとなるから、プライバシー、特に子どものプライバシーを保護するイノベーションを支援し、信頼を育む。
3. G7産業・デジタル・技術担当大臣が、「人間中心のアプローチを促進し、安全で、責任ある、信頼できる AI の広範な普及を可能にする環境を整える」というコミットメントを達成することを支援する。2025年12月9日のG7産業・デジタル・技術閣僚宣言¹において示されているとおり、これには、「イノベーションや成長を推進し、人々に利益をもたらし、負の外部性を軽減し、経済・国家安全保障を促進し、人権を含む適用される法的枠組みを尊重し、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を通じて実現される、AIの促進」という内容が含まれる。
4. 進行中の三本柱に基づき、引き続き協力及び連携を進める：
 - i. 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）：国境を越えた個人情報の安全・透明・責任ある交換を促進する。
 - ii. 先端技術：信頼を強化し、プライバシーを尊重する形で先端技術の開発及び利用を促進する。
 - iii. 執行協力：法的及び実務的課題の特定と克服、知見及び経験の共有を通じて、共同の執行能力を拡充する。

第1の柱- 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）

5. 2025年にドイツ連邦データ保護・情報自由監察官（BfDI）が主導したDFFT作業部会によって進められた取組を継続し、特にDFFTを実現するための実践的なアプローチを他の国際的な取組と並行して発展させ、将来的な移転手段の相互運用性を促進するために、高水準のデータ保護を確保しつつデータ流通を円滑化する要素の取れんに向けて取り組む。

DFFTの発展

¹ G7産業・デジタル・技術大臣会合閣僚宣言 モントリオール、カナダ 2025年12月9日

6. G7 DPA間で、DFFTの概念及び主要構成要素の策定に向けた取組を継続し、特に高水準のデータ保護とプライバシーを維持しながら、効率的かつ効果的なデータ流通を支える法的枠組み、規制政策及び移転ツールの発展を促進し、影響を与えることを目指す。
7. G7の法域内におけるデータ移転の要件を理解することを含め、安全かつ確実な国境を越えたデータ流通を支援するためのリソースを策定する。この作業では、ガバメントアクセスや移転影響評価／移転リスク評価などに関する事項を含め、越境移転に関するG7による法的要件や既存のガイダンスを収集し、更なる協力の機会を特定する。
8. G7 DPAの戦略的な立場を活用し、DFFTの発展に寄与するため、DFFT作業部会の長期的なイニシアチブの機会を特定する。

国際的なフォーラムの取組の支援

9. 経済協力開発機構（OECD）や世界プライバシー会議（GPA）など、DFFTの概念の発展と実装を進める複数の国際的なフォーラムの活動を引き続き注視し、支援し、関連するグループ間の対話を積極的に促進し、円滑化する。
10. 2021年の「データへのガバメントアクセス、プライバシー及び法の支配」に関するGPA決議を引き続き支援する。
11. OECD加盟国が、民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する2022年宣言及びその原則を推進するための更なる機会を特定できるよう支援し、その原則がグローバルな性質を有することを踏まえ、非OECD加盟国に対しても政策立案においてこれらの原則を参照するよう引き続き奨励する。

第2の柱-先端技術

12. 2025年に完了した取組を拡充する。これには、接続された家庭用機器におけるオンライン追跡技術とこどものプライバシーに関する共同声明、サードパーティサービスプロバイダーを評価するためのベストプラクティスをまとめた共同声明、AIに関する知識共有が含まれ、信頼を強化しプライバシーを優先する形で、先端技術の開発と利用がなされるよう引き続き推進する。英国情報コミッショナーオフィス（ICO）の主導の下、先端技術作業部会の活動を通じて、我々は次のことにコミットする。

こどものプライバシー

13. 先端技術がプライバシー、特にこどものプライバシーに及ぼし得る影響を引き続き注視する。
14. 2025年に実施された接続された家庭用機器とこどもに関する取組を基盤として、新たに台頭する動向を探求する。

産業の発展

15. 先端技術の円滑な導入において、データ保護とプライバシーが果たす重要性を引き続き強調し、急速に進展する産業界の動向に応じて適切に対応する。
16. スマートグラス、エージェント型 AI、サイバーセキュリティなど、更なる協力を必要とする可能性のある新技術や先端技術を理解するために、将来予測的な手法（horizon-scanning approach）を採用する。
17. 先端技術における互いの優先分野について早期の理解を共有するため、戦略的及び政策レベルの議論を促進する。
18. 先端技術に関して、G7 DPA間での専門知識の交換と各機関内における能力構築の推進を継続する。

協力及び能力の構築

19. これらの新技術や先端技術に関して、他の国際的なフォーラムによって行われている取組に注意を払い、協力、能力構築及び知識共有の機会を模索する。

第3の柱-執行協力

20. 米国連邦取引委員会（FTC）及び日本の個人情報保護委員会が共同議長を務めるG7執行協力作業部会（ECWG）において、2025年を通じて構築された執行協力メカニズム及び過去1年間に特定され、他のフォーラムから提供された既存の実務的協力手法を活用し、実効的な執行協力の実現に向けた方策を引き続き検討する。

執行事例共有フォーマット

21. 以下を含む、完了した執行事例のレポジトリの設立に関する議論を継続する。
 - i. 2025年にECWGで採択された執行事例共有フォーマットを活用してレポジトリを充実させる方法。
 - ii. 各G7 DPAにおけるレポジトリの技術的要件。
 - iii. 対処すべき法的又は実務上の課題。
 - iv. レポジトリの開発が進行している間も、G7 DPA間で共有すべき関連執行事例を特定する。
22. 更なる協力を呼びかけ、既存のフォーラムや組織（GPAの国際執行協力ワーキンググループ（IEWG）、グローバルプライバシー執行ネットワーク（GPEN）、プライバシー執行のためのグローバル協力取決め（CAPE）、OECD、欧州評議会（CoE）など）と、執行事例共有フォーマットについて議論し推進する機会を模索する。

23. レポジトリを設立する前に、各DPAがG7DPA間で共有することが適切と判断した価値ある執行事例を、執行事例共有フォーマットを用いてECWGで共有する。
24. ECWGがレポジトリ内の執行事例を分析する際、DFFTを阻害する要素や先端技術の動向に関連する場合には、DFFT作業部会及び先端技術作業部会と協力する。

G7DPA間の執行に関する対話

25. 標準的な保護措置やセキュリティ対策に関連する執行のベストプラクティスを共有し続ける。これにより、執行協力の文脈において、DPAが機密情報を共有できるようにする。
26. G7DPA及びより広範なDPAコミュニティによる協調的な執行措置の機会を模索する。例えば：
 - i. グローバル及び地域のフォーラムへの関与を、より広範なデータ保護・プライバシーコミュニティに促す。これらのネットワークの様々なツールやメカニズムを活用し、集団的な執行能力を拡大し、成功する協力の基盤を構築することを目指す。
 - ii. こどものプライバシー保護に焦点を当てた2025年のGPENSスイープの成果を推進し、更に発展させる。
 - iii. G7DPAが関与する越境協力事例において、GPAの「執行協力ハンドブック」を活用することにより、又はより広範なDPAコミュニティによるハンドブックの利用を促進することにより、ベストプラクティスに依拠する。

効果の最大化

27. フランスの情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）が主催する2026年G7DPAラウンドテーブルも含め、2026年を通じて本行動計画の進捗及び成果を評価する。
28. 世界中でプライバシーの保護と推進をより良く促進するため、他のデータ保護機関のネットワークや異なる分野の規制当局との協力を継続し、我々の知見を共有するとともに、彼らの知見から学び続ける。